

自動車管理者 賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項 自動車管理者特約条項 他



はじめに



安心して企業活動を行うために・・・

自動車管理者賠償責任保険 のご案内

企業活動には常にさまざまな危険が存在します。第三者に対する賠償事故もそのうちの一つであり、第三者の自動車をお預かりする貴社におかれましては、日頃より事故発生予防対策に万全を期しておられることと存じます。

しかしながら特に最近の賠償意識の高まりにより、貴社の過失により大きな事故が発生した場合には、高額な賠償金の支払いを余儀なくされる可能性もあります。

このような事態が発生した場合に貴社の経営を守る備えのひとつとして、自動車管理者賠償責任保険をぜひお役立てください。

自動車管理者賠償責任保険とは

貴社（被保険者）が、第三者からお預かりした自動車を

① 駐車場や整備工場などの保管施設内で管理している間

または

② 自動車の移動や試運転のため一時的に保管施設外で管理している間

に火災や取扱上の不注意などによって壊れたり、盗まれたりした場合の自動車の損壊等について、自動車の持ち主に対して法律上の賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。

⚠ 次の場合はご注意ください。

- 自動車の移動中や試運転時に発生した対人事故や対物事故は補償されません。
- 保険金をお支払いする対象は、自動車の破損等について法律上の損害賠償責任が発生する場合にかぎります。コインパーキング、月極等の場所貸し駐車場など、駐車場側に管理責任が生じない場合は、自動車管理者賠償責任保険のご契約の対象外となります。
- 委託販売者、レッカー業、出張修理専門業、運転代行業、車検代行業については自動車管理者賠償責任保険のご契約の対象外となるため、その他の保険をご案内させていただきます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 旅館、ホテルを対象として「旅館賠償責任保険」にご加入されている場合は、第三者の自動車の破損等について旅館賠償責任保険からお支払いされる可能性があります。

対象となる事故例

お預かりした自動車の盗難・汚損・損傷

1 駐車場でお客様の自動車が盗まれた。



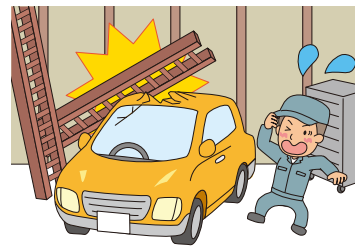
2 地下駐車場で配水管の故障により漏水して、お客様の自動車を汚損させた。



3 整備工場で火災が発生し、お預かりしたお客様の自動車を損傷させた。



4 整備工場内で誤って機材を倒してしまい、お預かりしたお客様の自動車を損傷させた。



⚠ 修理・加工によって生じた自動車の損傷は、お支払いの対象外となります。

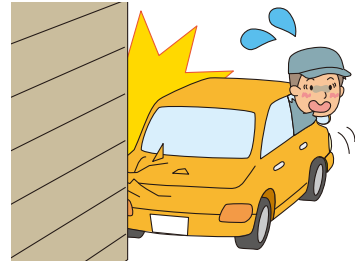
お預かりした自動車の移動中の事故

5 整備後の自動車をお客様のもとへ納車中、誤って自動車を損傷させた。



⚠ 自動車自体の損傷はお支払いの対象となりますが、対人事故や対物事故は対象外となります。

6 整備工場内でお預かりしたお客様の自動車を移動中、誤って自動車を損傷させた。



⚠ 次の損害はお支払いの対象外となりますので、ご注意ください。

- エンジンの修理、点検、整備作業によって発生したエンジンの焼付けに起因する損害
※ 貴社（被保険者）の著しい注意義務の欠如により発生した場合にかぎります。
- 板金、塗装等の作業によって発生した塗装色の不整合または色むらに起因する損害
- 板金、塗装等の作業で発生した作業箇所への凸凹に起因する損害

自動車管理者賠償責任保険の補償内容

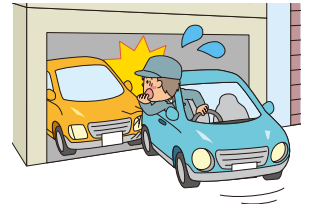
基本補償

自動車の損壊等に起因する法律上の賠償責任の補償

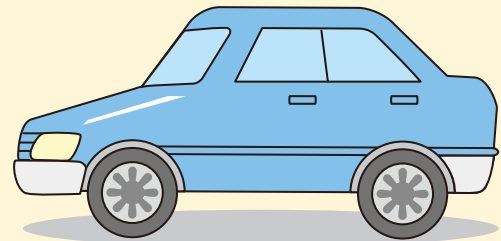
第三者の自動車を保管施設内で管理している間、または一時的に保管施設外で管理している間に発生した事故により、貴社（被保険者）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

事故とは、具体的に次の①～④のことをいいます。

① 損壊（滅失・損傷・汚損をいいます。）



駐車場で保管している自動車を移動させた際にぶつけて損壊した。



オプション補償

事故対応特別費用補償

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社（被保険者）が知った場合において、貴社（被保険者）がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。

支払限度額

保険期間中1,000万円



使用不能損害補償

お預かりした自動車を損壊・紛失したことによって、その自動車が使用できなくなったことによる損害（代車費用等）を補償します。

使用不能となったその日から30日以内の損害を補償します。ただし、使用不能となったその日から3日以内の損害は除きます。

支払
限度額

受託自動車1台につき10万円かつ1回の
事故につき保険証券記載の保険金額限度



2 盗取



管理の不備により夜間に整備工場内から自動車が盗取された。

3 詐取



預かった自動車をだまし取られた。

4 紛失



駐車場で管理している間に自動車の付属品を紛失した。

この保険の対象となる「自動車の範囲」は、自動車本体・部品・付属品(注)をいいます。

(注) 付属品とは…

自動車に定着(ボルト・ナット・ねじ等で固定され、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態)または装備(自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態)されているものをいいます。

オプションをご用意しております。

下請負人再寄託中の補償

貴社(被保険者)が預かった自動車について、下請負人に再寄託中の自動車の損壊・盗取・詐取・紛失を補償します。

支払限度額 基本補償の保険金額と同額

! このオプション補償は、下請負人が被保険者に追加されるものではありません。下請負人の方が自らを被保険者として補償を受けたい場合は、別途自動車管理者賠償責任保険にご加入ください。



求償権放棄

損保ジャパンが保険金をお支払いした損害について下請負人等の第三者にもその責任が認められる場合には、損保ジャパンは保険金をお支払いした範囲内でその第三者への損害賠償請求権を代位取得しますが、この追加条項をセットした場合、損保ジャパンからの第三者への損害賠償請求権は放棄し、求償を行いません。

※求償権放棄先は、あらかじめご契約時に設定する必要があります。

費用内枠払い補償

保険金をお支払いする場合に、通常は、設定された損害賠償金の支払限度額(保険金額)とは別枠でお支払いする費用保険金(損害防止費用、緊急措置費用、権利保全行使費用、争訟費用、協力費用)について、損害賠償金の支払限度額(保険金額)の範囲内とすることにより、保険料が割引となります。

※費用の詳細は、5 6 ページをご参照ください。

お支払いする保険金の種類

事故発生後に生じる費用

訴訟等に発



① 損害防止費用

貴社（被保険者）が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。



② 緊急措置費用

損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。



③ 権利保全行使費用

貴社（被保険者）が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。



④ 争訟費用

貴社（被保険者）が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。



⑤ 協力費用

貴社（被保険者）が損害賠償請求損保ジャパンが必要に応じて貴社の代わりに解決に向けた対応を行う（被保険者）が損保ジャパンに協力をします。

基本補償

事故発生

①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。（支払限度額はありませぬ。ただし、費用内枠払い追加条項をセットした場合は、支払限度額（保険金額）の範囲内でお支払いします。）



$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 損害防止費用} + \text{② 緊急措置費用} + \text{③ 権利保全行使費用} + \text{④ 争訟費用} + \text{⑤ 協力費用}$$

オプション補償

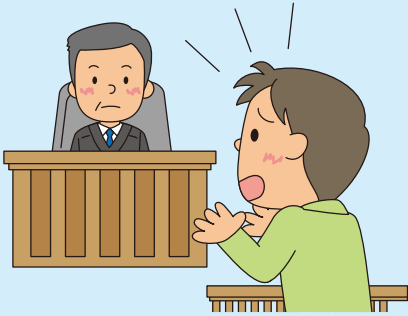


オプション補償によってお支払いできる損害賠償金・費用が拡大されます。

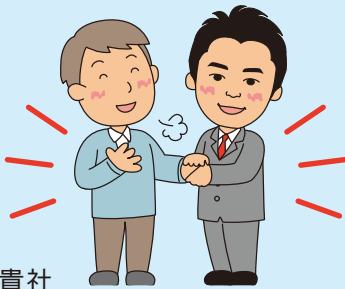


展した場合の費用

和解・判決による損害賠償金のお支払い



を受け、
(被保険者)
う場合に、貴社
力するために支出した費用をお支払



⑥ 損害賠償金

被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。

<財物賠償事故>

修理費、再調達に要する費用など

※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

貴社(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。また、第三者の自動車を損壊し、貴社(被保険者)が修理等を行った場合、修理費用に含まれる貴社(被保険者)の利益相当部分はお支払いの対象となりません。



⑥の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

ただし、ご契約時に設定された支払限度額(保険金額)がお支払いの限度額となります。

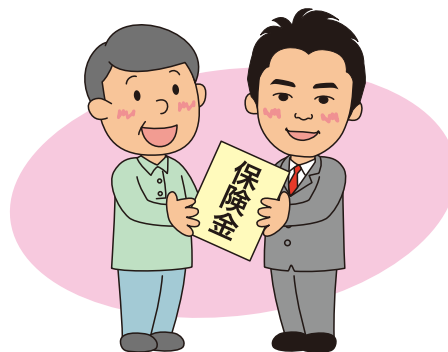
⑥ 損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、
④ 争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

$$\text{④ 争訟費用} = \frac{\text{争訟費用の総額}}{\text{⑥ 損害賠償金}} \times \text{支払限度額}$$

$$\text{お支払いする保険金} = \text{⑥ 損害賠償金} - \text{自己負担額}$$

事故対応特別費用

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。



基本補償の他に、オプション補償をセットでご契約することによって、基本補償では対象外となっていた事故が対象となる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入にあたって

加入の対象となる事業者

- 駐車場、ガレージなどを経営されている方
ただし、月極駐車場や無人駐車場などの管理実態のない駐車場は加入の対象外となりますので、ご注意ください。
- 自動車整備工場を経営されている方
- 第三者の自動車を預かり、保管および管理されている方(ホテル・レジャー施設) など

次の自動車の損壊等による損害については、その他の保険をご案内させていただきますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ガソリンスタンドでお預かりする自動車の損壊等による損害については……………サービス・ステーション総合保険
- 販売または展示目的の自動車の損壊等による損害については……………自動車保険
- 自動車航送船で運送する自動車の損壊等による損害については……………自動車航送船特約

補償の対象となる方(被保険者)

- ① 貴社(記名被保険者) ② 貴社の役員および使用人
- ※②は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

- ⚠ 上記は基本補償における被保険者です。セットするオプション補償によっては、被保険者の範囲が基本補償と異なる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ⚠ 被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険の対象

被保険者が第三者から預かり、保管および管理している自動車(部品、付属品を含みます。)

ただし、次の方の自動車は補償対象の自動車には含まれません。

- 貴社、貴社の役員・使用人(被保険者)
- 貴社、貴社の役員・使用人(被保険者)の法定代理人
- 貴社(記名被保険者)の同居の親族

保険期間

1年間となります。ただし、催し物などの一定期間だけの自動車の管理の場合は、その期間に合わせて設定することができます。

なお、保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

ただし、保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

保険の適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

支払限度額と自己負担額

- ① 支払限度額(保険金額)(注1)
駐車場または整備工場の場合(注2)、収容可能な受託自動車の台数(最高保管台数)に応じて支払限度額(保険金額)を設定してください。ただし、3,800千円以上で設定していただきます。
- ② 自己負担額
1回の事故につき、5万円以上(注3)を自己負担額として設定していただきます。

- (注1) 保険期間中の支払限度額となります。事故が発生した場合は、残りの保険期間に対する支払限度額が減少します。
- (注2) 駐車場、整備工場以外の支払限度額は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注3) 公営駐車場の場合には5万円以下の設定も可能です。

最高保管台数(台)	支払限度額の目安(千円)
1～ 10	台数 × 1,000
11～ 20	台数 × 600 + 4,000
21～ 50	台数 × 550 + 5,000
51～ 100	台数 × 500 + 7,500
101～ 125	台数 × 400 + 17,500
126～	台数 × 300 + 30,000

お支払いいただく保険料

保管施設の種類、収容可能な受託自動車台数、支払限度額(保険金額)によってお支払いいただく保険料は異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

〈賠償責任保険普通保険約款〉

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
 - ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
 - ③ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ④ 記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
 - ⑤ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
 - ⑥ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ※「賠償責任保険追加条項」の規定を読み替えた内容を記載しています。

〈賠償責任保険追加条項〉

- ① 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ③ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ④ 汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ⑤ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑥ サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。）

〈自動車管理者特約条項〉

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 盗取または詐取による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任（収益減少に基づくものを含みます。）（注1）
- ③ 被保険者もしくは被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
- ⑤ 記名被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐取に起因する賠償責任（注2）
- ⑥ 修理（点検および整備を含みます。）、板金、塗装等の作業において発生した加工技術の拙劣（被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことをいいます。）または仕上げ不良に起因する賠償責任。ただし、作業機械の破損、故障もしくは停止による偶然な事故または火災もしくは爆発が発生した場合および次に掲げる自動車の損壊が発生した場合を除きます。
 - ジャッキアップ、リフトアップその他類似の作業によって生じた自動車の損壊
 - ボンネット開閉作業によって生じた自動車の損壊
 - ワイパーブレードの操作またはその取扱いによって生じた自動車のフロントガラスの損壊
- ⑦ 次のいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
 - 自動車が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たない者によって運転されている間
 - 自動車が道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間
- ⑧ 自動車の自然の消耗または欠陥に起因する賠償責任
- ⑨ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等により自動車に発生した損壊に起因する賠償責任
- ⑩ エンジンの修理、点検または整備において発生したエンジンの焼付け（被保険者の著しい注意義務の欠如により発生した場合にかぎります。）に起因する賠償責任
- ⑪ 板金、塗装等の作業で発生した塗装色の不整合または色むらに起因する賠償責任
- ⑫ 板金、塗装等の作業で発生した作業箇所の凹凸に起因する賠償責任

（注1）盗取または詐取による場合以外の使用不能損害については、オプション補償の「使用不能損害補償」により補償されます。

（注2）オプション補償の「下請負人再寄託中の補償」により補償されます。

〈下請負人再寄託中担保追加条項〉

- ① 記名被保険者の下請負人、その法定代理人（記名被保険者の下請負人が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）、記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
- ② 記名被保険者の下請負人、その法定代理人、記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人またはこれらの者の同居の親族が私的な目的で使用している間の再受託自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐取に起因する賠償責任

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証を交付しておりませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑥ 契約申込書の記載事項の確認

売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項と事実が異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

⑦ 保険料の算出について

- 売上高、賃金、入場者、領収金等(以下、「売上高等」といいます。)によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、「保険料の確定に関する追加条項」をセットする場合を除き、売上高等が確定した後に、確定した売上高等に基づき算出した保険料(以下、「確定保険料」といいます。)との差額を返還または請求します。確定保険料の算出基礎数字となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただく場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいている場合で、かつ、保険料が最低保険料(注)となっているご契約について、確定保険料が最低保険料(注)を下回った場合は、保険料の返還は行いません。
- この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

⑧ 保険料のお支払い方法

- 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 分割払の場合には、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までに お支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなくなったり、保険契約が解除される場合があります。

契約締結後における注意事項

1 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

	通知事項
① 記名被保険者が個人 ^(※1) のお客さまの場合	告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご連絡ください。
② 記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合	次のような場合には、あらかじめ ^(※2) 取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。 保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

(※1) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含まれます。)、個人に含みます。

(※2) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご連絡が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

5 示談交渉サービスはありません

● この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

● なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

⑤ 訴訟により提起された場合

この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

⑥ 質権の設定について

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

商品に関するお問い合わせ

新規ご加入やお見積のご相談は代理店にて承っております。
以下の「お問い合わせ先」や取扱代理店までご連絡ください。

◆公式ウェブサイト

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

◆カスタマーセンター

0120-888-089

【受付時間】

平日：午前9時～午後8時 土日祝日：午前9時～午後5時
（12月31日～1月3日は休業）

（注1）おかけ間違いにご注意ください。

（注2）カスタマーセンターでは、お問い合わせ内容に応じて取扱代理店・損保ジャパン営業店・保険金サービス課などへのご案内やお取次ぎをさせていただきます。



保険会社との間で問題を解決できない場合 （指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022808〈通話料有料〉

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/>）

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先